

このたびの1月1日の地震により被害を受けた住民の皆様へ、心からお見舞い申し上げます。被災された方々が一日も早く生活を再建され、地域の活力が取り戻されることをお祈り申し上げます。

組合では、以下のとおり減免制度がございます。ご不明な点等ございましたら、連絡先までお問い合わせください。

介護保険料の減免について

1. 対象となる被保険者及び減免額

次の①から④に該当する第一号被保険者の保険料が減免になります。

- ① 令和6年能登半島地震によりその居住する住宅に損害を受けた第一号被保険者

損害程度	軽減又は免除の割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊	2分の1
床上浸水	2分の1

- ② 令和6年能登半島地震による被害を受けたことにより、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、若しくは障害者となり、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者

(減免割合：全部)

- ③ 令和6年能登半島地震による被害を受けたことにより、その属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明となった第一号被保険者

(減免割合：全部)

- ④ 令和6年能登半島地震による被害を受けたことにより、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である第一号被保険者

(減免割合：全部又は10分の8)